三十八条第四項各号に掲げる事業の」に、「（同法」を「（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改め、同条第七項中「電気事業の」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業の」に改め、同条第八項中「電気事業の」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業の」に、「（同法」を「（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改め、同条第九項中「電気事業の」を「法第三十八条第四項各号に掲げる事業の」に改める。

第五十六条の二中「第四条第一号ニ」を「第十八条第一号ニ」に改める。

第五十六条の三中「第四条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第六十一条の二第一項第一号及び第二号中「別表第一」を「別表第一の二」に改める。

第六十七条中「第九条の表第九号」を「第二十七条第三項の表第十六号」に改める。

第七十二条中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に改める。

第七十三条の六の二第一項中「（内燃力を原動力とするものを除く。）」を削り、「第九条の表第九号の二」を「第二十七条第三項の表第十七号」に改める。

第七十四条から第七十八条までを次のように改める。

（設置者による事業用電気工作物の自己確認）

第七十四条　法第五十一条の二第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、別表第六に掲げる電気工作物とする。

第七十五条　法第五十一条の二第一項の主務省令で定めるときは、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合の当該工事に係る事業用電気工作物を使用するときとする。

第七十六条　使用前自己確認は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第三十九条第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十七条　法第五十一条の二第二項の主務省令で定める変更は、別表第七に掲げる電気工作物の変更とする。

第七十八条　法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

一　使用前自己確認を行った年月日

二　使用前自己確認の対象

三　使用前自己確認の方法

四　使用前自己確認の結果

五　使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名

六　使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類

2　使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

第八十七条中「次の」を「法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する」に改め、同条各号を削る。

第九十四条の五の二中「第九条の表第九号の二」を「第二十七条第三項の表第十七号」に、「第九条の表第十二号の二」を「第二十七条第三項の表第二十二号」に改める。

第九十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合

二　電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

第百一条中「一般用電気工作物において使用する電気を供給する者」を「電線路維持運用者」に改める。

第百二条中「当該受託電気工作物において使用する電気を供給する者」を「当該受託に係る電線路維持運用者」に改める。

第五章を第六章とし、第百三十二条の次に次の一章を加える。

第五章　卸電力取引所

（指定の申請）

第百三十二条の二　法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三　市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ　市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況に関する事項

ロ　市場開設業務の実施内容に関する事項

四　市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示すものとして次の事項を記載した書類

イ　経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項

ロ　売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項

ハ　市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該設備に関する整備計画に関する事項

五　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

六　災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画

七　役員の氏名及び履歴を記載した書類

八　職員の氏名及び履歴を記載した書類

九　その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓約する書類

十　役員の選任方法を記載した書類

十一　役員及び職員並びにこれらの職にあった者の行動規範を記載した書類

十二　役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十三　指定申請者が市場開設業務外の業務を行う場合には、当該業務の概要及び当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明した書類

十四　役員が法第九十七条第一項第六号イ又はロに該当しないことを誓約する書類

2　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（名称等の変更の届出）

第百三十二条の三　卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定による名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第八十三の五の卸電力取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。

（業務規程の認可の申請等）

第百三十二条の四　卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第八十三の六の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2　卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の七の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出しなければならない。